

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 町税及び保険料の徴収猶予について

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度があります。該当する場合は1年以内の期間に限り、猶予を受けることができますので町民課の各担当者にご相談ください。
- (徴収の猶予:地方税法第15条)。
- (介護保険料及び後期高齢者医療保険料の猶予期間は6か月以内になります)

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄にかかった費用

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税(納付)者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、町税(期別ごと)を一時に納付できない金額のうち、医療費や治療費等に付随する費用

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税(納付)者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、町税(期別ごと)を一時に納付できない金額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税(納付)者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失(50%を超える損失)を受けた場合、町税(期別ごと)を一時に納付できない金額のうち、受けた損失額に相当する金額

※ケース4については特例制度が施行されました。詳細については別紙をご覧ください。

(ケース5) ケース1～4に該当しないが新型コロナウイルスの影響により納付が困難な事情がある場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、町税及び保険料(期別ごと)を一時に納付することができない場合はご相談ください。

申請の手続きについて

- ・対象に該当すると思われる方は、町民課の各担当者へ相談にお越しください。
申請書等をお渡ししますので、必要事項を記載し、申請していただきます。
※申請書は当町ホームページでダウンロードすることが可能です。
(申請書様式は、介護保険料と後期高齢者医療保険料については町税の申請書とは異なります。)
- ・令和元年度(平成31年度)分については、納付が困難になった事由が発生した時期以降の期別が対象となります。(令和2年2月1日以降に納期が到来した期別のみ。)
(※注意:介護保険料、後期高齢者医療保険料については納期末到来のみが対象となります。)
- ・令和2年度分については、納税(納付)者が税額を確認した時点から申請可能です。
- ・令和2年度税目(科目)ごとの納税通知書の発送時期・税申告時期は以下のとおりです。

税目(科目)	納税通知書発送・申告の時期
個人町民税	令和2年6月10日頃
法人町民税	事業年度終了の日の翌日から2か月以内に申告
固定資産税	令和2年5月1日 ※発送済
軽自動車税	令和2年5月1日 ※発送済
国民健康保険税	令和2年7月中旬頃
介護保険料	令和2年7月中旬頃
後期高齢者医療保険料	令和2年7月中旬頃

申請による換価の猶予

- 滞納者において、新型コロナウイルス感染症の影響により、町税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、町民課税務部門(納税係)までご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

猶予が認められると・・・

- 原則1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- 猶予期間中の延滞金の一部又は全部が免除されます。
- 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

まずは、「浦幌町役場 町民課各担当者」へご連絡ください

町税部門(納税係) 連絡先 015-576-2115 (直通)

保険医療部門(保険医療係) 連絡先 015-576-2114 (直通)

新型コロナウイルスの影響により納付が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年以内の期間に限り、町税等の徴収の猶予を受けることができますようになります。

（注）徴収猶予制度は、猶予期間内の納付を前提とした制度であり、納税の義務が免除されるものではありません。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者（納付者）・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

（注）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる町税等

・ 令和2年2月1日から令和3年2月1日（※）までに納期限が到来する未納の町税及び保険料が対象になります。

※従来は、「令和3年1月31日まで」とのご案内をしていましたが、令和2年9月4日の地方税法施行令の一部改正により、納期限が「令和3年2月1日」の未納の町税等も対象に加えられました。

申請手続等

・ 令和2年6月30日、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

浦幌町町民課

納税係(TEL015-576-2115 直通) ・ 保険医療係(TEL015-576-2114 直通)